

介護福祉 株式会社介護福祉人財サービス

特定技能が よく分かる



どんな制度？
雇用までの流れは？
寮・生活備品は？
登録支援期間は何を？

新制度 特定技能とは？

人材確保が困難な産業分野向けの 即戦力となる外国人を確保する制度

即戦力となる外国人とは・・・技術水準が技能検定 3 級合格 or 企業作成の評価調書提出
日本語力が N 4 以上 or JFT BASIC 合格



※国際交流基金日本語基礎テストの略称であり
海外で行われている試験

特定技能 受入れの流れ

(技能実習生から特定技能に移行するケース)

技能実習生

特定技能生

技能実習

2号

33ヵ月

34ヵ月

35ヵ月

36ヵ月

37ヵ月~96ヵ月 (+最長5年)

技能実習

3号

57ヵ月

58ヵ月

59ヵ月

60ヵ月

61ヵ月~120ヵ月 (最長5年)

申請・許可

1年ごとの在留期間更新

原則、一時帰国の必要はありません

特定技能 受入れの流れ

(はじめから特定技能として勤務するケース)

日本にいる留学生など

日本で勤務したい外国人

特定技能

・ 特定技能評価試験 への合格

・ N 4 以上 or J F T B A S I C 合格

(介護職のみ介護福祉士養成施設か EPA として 4 年満了は試験免除)

1 ヲ月-60 ヲ月 (5 年)



特定技能評価試験 とは?

特定技能評価試験とは、各職種ごとの業界団体が国が求める基準をもとに、「技術水準」と「日本語能力水準」の評価するための試験です。国内および国外の試験開催が少ないものもあり、人気がある業種は抽選で受験資格を取得する必要があります

1 年毎の在留期間更新

特定技能 受入れ企業の基本

①報酬額が日本人と同等以上



②出入国労働違反がない



③協議会に加入



介護分野における特定技能協議会への加入が必須

④外国人を支援する計画が適切



生活面でのサポートや、マナー・ルールを教える

支援項目



受入れ機関は、特定技能1号人材の支援計画について
全部または一部を登録支援機関に委託することができます

1. 事前ガイダンスの提供

労働条件に関する事項、在留資格申請等の入国にあたっての手続きに関する事項、保証金の徴収、違約金等の定めがないことの確認など



2. 出入国する際の送迎

入国する際、空港等から受入れ企業または当該外国人の住居への送迎を行う
出国する際は空港等の保安検査場まで同行し入場を確認すること



3. 適正な居住の確保

生活に必要な契約の支援

住居探しの補助、社宅等を提供する
銀行などの口座開設の補助、携帯電話契約のサポート
生活に必要な契約（電気・ガス・水道等）のサポート



4. 生活オリエンテーションの実施

日本での日常生活を円滑に行うためのオリエンテーションを実施 インドネシア語が堪能なスタッフが常勤し通訳・翻訳も可能です。

（生活ルール・マナーや公共機関の利用、トラブルや災害時等の対応など）



5. 公的手続き等の補助

住居地に関する届出、社会保障、税に関する手続きのサポートや同行



6. 日本語学習の機会の提供

日本語教育機関の入学手続き、日本語学習教材の契約手続きのサポート



7. 相談または苦情への対応

特定技能外国人から職場、日常生活に関する相談・苦情を受けたときは、インドネシア語にて適切に説明・理解させる



8. 日本人との交流促進

地域行事等へ参加し地域住民との交流の場を設けるサポートを行う



9. 転職支援（人員整理等の場合）

人員整理や倒産等による受入れ側の都合により特定技能外国人との契約を解除する場合は、転職活動の支援を行う



10. ビザ申請書類作成の支援

雇用条件書等の申請書類の作成をフルサポート致します。

出入国在留管理局への提出まで支援します。

※申請等取次者が在籍しております



特定技能外国人の寮について

①家賃控除：上限なし

※賃貸の場合、実費を上回る金額には出来ません。

②住居スペース：7.5m²以上/人

③寮の契約は配属の2週間前までに



【企業様で 用意いただく 生活備品の一例】



支援項目

項目	技能実習	特定技能
制度	人材を育成する国際貢献制度	人手不足の業種への 即戦力の受入
年数	3年～最長5年	5年～最長10年
雇用形態	正社員(転職不可)	正社員(転職可)
給与	同作業をする日本人社員と同等以上	技能実習生以上かつ同作業をする日本人社員と同等以上
日本語能力	片言の会話レベル	原則N4レベルと同等以上（基本的な日本語を理解することができる）
1人あたりの住居スペースの㎡数	4.5㎡以上	7.5㎡以上
技能検定	有り	無し
監査元	実習機構	出入国在留管理庁
業務内容の限定	「実習機構」より「実習実施計画」の認定を受けたうえ、定められた必須作業を年間50%以上実施。	計画書の提出はない。 作業分野が定められているものの作業の割合は決められていない。

 介護福祉 株式会社介護福祉人財サービス

介護事故ゼロを目指します

お気軽にお問い合わせください



オンラインにて個別説明受付中！

株式会社介護福祉人財サービス

兵庫県尼崎市南塚口町1丁目30-11-3F

☎ 06-6427-0505

✉ info@kaigofukushijinzaishervice.co.jp